

公益社団法人三田市シルバー人材センター 安全・適正就業審査会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が行った処分に対して、その会員が行う弁明または不服申し立て(以下「弁明等」という。)の内容について、審査するために設置するセンター安全・適正就業審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審査会は、会員の弁明等を受け、次の各号に掲げるものについてその内容を審査する。

- (1) センター就業基準に関する要綱第5条第1項に規定する業務の提供の変更または解除
- (2) センター安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する規程第7条第1項に規定するペナルティの負荷

(組織)

第3条 審査会の委員は、3名の理事をもって組織し、理事長が委嘱する、
2 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 委員の欠員による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
2 副委員長は、会長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、自己に関係のある事案については、会議に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(結果の報告)

第7条 委員長は、委員会の審査結果について、その都度理事長及び弁明等を行った会員に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、公益社団法人三田市シルバー人材センター適正就業審議会設置要綱を廃止する。
- 3 この規程の施行に伴い、公益社団法人三田市シルバー人材センター就業基準に関する要綱第5条第2項中及び公益社団法人三田市シルバー人材センター安全適正就業におけるペナルティ負荷に関する規程第7条第2項中「適正就業審議会」を「安全・適正就業審査会」に置きかえる。